

横須賀三浦地域調達情報

令和8年3月3日公表 調達番号:須26004号

件名:インクタンクほかの購入【概算総価】(横須賀警察署)

見積書提出期限:令和8年3月12日(正午) 見積書提出場所:調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期間	納入場所
別紙1のとおり							令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日	横須賀警察署 1階 会計課 (横須賀市新港町1番地10)

特記事項

- 1 この見積書の提出依頼は、令和8年度の契約準備行為として行うもので、令和8年度予算の発効によって給付を受けるものとする。
- 2 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については、過去の実績等から積算したもので、増減の可能性がある。
- 3 見積金額は1品目当たりの単価(税抜)に概算数量を乗じた額の合計金額(概算総価)とし、小数点第4位まで記入できるものとする。
- 4 見積書の余白部分に「契約希望金額 ○○○円×100/110=○○○円(見積額)」を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 5 発注の都度、指定する期日までに納品すること(発注の目安は、必要な品目を取りまとめて月一回程度を予定)。
- 6 その他、別紙2「仕様書」のとおり。

同等品の確認の連絡先

所属	横須賀警察署
担当者	武田
電話	046-822-0110
FAX	046-822-0110

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	インクタンク	キャノン	BCI-380XL PGBK	否	70	箱
2	インクタンク	キャノン	BCI-381XL BK	否	35	箱
3	インクタンク	キャノン	BCI-381XL C	否	85	箱
4	インクタンク	キャノン	BCI-381XL M	否	75	箱
5	インクタンク	キャノン	BCI-381XL Y	否	75	箱
6	インクボトル	エプソン	KEN-MB-L ケンダマ 増量	否	5	箱
7	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L タケトンボ 増量	否	5	箱
8	インクボトル	エプソン	TAK-C-L タケトンボ 増量	否	5	箱
9	インクボトル	エプソン	TAK-M-L タケトンボ 増量	否	5	箱
10	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L タケトンボ 増量	否	5	箱
11	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	3	箱
12	USBフラッシュ メモリー	不問	8GB USB2.0対応 ストラップ用ホール付のもの	-	230	本
13	USBフラッシュ メモリー	不問	32GB USB2.0対応 ストラップ用ホール付のもの	-	120	本
14	CD-R	Verbatim	SR80SP10V1 700MB 10枚	可	5	パック
15	DVD-R	Verbatim	DHR47JP10V1 4.7GB 10枚	可	5	パック
16	写真用紙	キャノン	SD-201L400 光沢スタンダード L判 400枚入	否	60	箱
17	スーパーファイン紙	エプソン	マット紙 KA4250SFR A4 250枚入り	否	3	冊
18	ファクシミリ用 インクリボン	SHARP	UXNR9GW UXNR8GW互換 2本入	否	2	箱

仕 様 書

- 1 件名
インクタンクほかの購入【概算総価】
- 2 契約期間
令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。
- 3 契約方法
単価契約（税込単価、1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て）とする。
- 4 品目、規格
別紙1のとおり
- 5 納入場所
横須賀警察署 1階 会計課
- 6 発注及び納入方法
 - (1) 横須賀警察署長（以下「発注者」という。）が品目、数量、納入期限を記載した注文書により発注する都度、発注日の翌日から起算して10日以内に納入すること。ただし、発注日の翌日から起算して10日後が「神奈川県の日を定める条例」に規定する休日に当たるときは、翌開庁日を納入期限とする。
 - (2) 最終発注日は令和8年9月17日とし、納入期限を令和8年9月30日とする。
 - (3) 納入品に不適合品があった場合は、直ちに代替品を再納入すること。
 - (4) 納入に当たって、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
 - (5) 納入の都度、次の事項が記載された納品書を提出すること。
 - ・ 納品者名（住所、法人名等、代表者役職、氏名）
 - ・ 宛名（横須賀警察署長）
 - ・ 納入年月日
 - ・ 納入場所（横須賀警察署 1階 会計課）
 - ・ 品名、規格、数量、単価、金額
 - (6) 契約品目が製造中止などの理由により納入できない場合は、事前に書面をもって発注者に申請し、了解を得た上で同等品を納入すること。
- 7 料金等の支払い方法等
受注者は、前月中に納品した分を取りまとめた適法な請求書を作成して請求するものとし、この請求金額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
なお、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に物品の購入代金を支払うものとする。
- 8 請書の提出及び違約金
本件契約に際しては、受注者は発注者に請書を提出し、その内容を遵守すること。
なお、契約の履行遅延に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、納入が遅延する物品の数量に契約単価を乗じて計算した額に、納入期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和29年2月1日規則第5号）第33条第1項の規定に定める率を乗じて計算した違約金を徴することとなる。
- 9 契約条件の同意
本件契約の締結に当たり、次の条件が付されることに同意したとみなすこととする（契約条件の詳細は神奈川県ホームページ（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>）を参照すること。）。
 - (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等